

環境負荷物質(SOC) Substances of Concern	地球環境や健康に負荷を与える物質 環境負荷物質>使用禁止物質
SES N 2402(Suzuki Engineering Standard) (スズキ技術規格:環境負荷物質使用規制)	スズキの環境負荷物質使用規制に関する技術規格 部品等における使用禁止物質および使用制限(含有率等)を規程
GADSLリスト Global Automotive Declarable Substance List	世界の自動車産業界の申告物質リスト ①<D> - 閾値を超えて使用する場合は常に要申告の物質 ②<D/P> - 使用目的によっては禁止、その他については要申告 ③<P> - すべての用途において禁止
REACH規則 Registration Evaluation Authorisation and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則 欧州連合における人の健康や環境の保護のために化学物質とその 使用を管理する欧州議会及び欧州理事会規則 ①高懸念物質(SVHC)リスト作成 ②認可物質(条件付使用許可物質)指定 <付属書14> ③制限物質(使用禁止物質)指定 <付属書17>
高懸念物質(SVHC) Substance of Very High Concern	REACH規則における認可対象候補物質 随時追加 ・0.1wt%以上含有の場合、物質名と安全使用情報の提供が必要 ・0.1wt%以上含有かつ合計が年1t超過の場合、届出が必要 <どういった物質なのか> ①発がん性、変異原性、生殖毒性物質 (CRM物質) ②難分解性、生体蓄積性および有毒性物質 (PBT物質) ③高難分解性および高生物蓄積性物質 (vPvB物質)
ELV指令 End of Life Vehicle	廃自動車指令。欧州連合における使用済み自動車が環境に与える 負荷を低減するための指令。 ①有害物質の使用禁止 鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの4物質 ②取り除く部品を指定 有害物質の分別 ③目標リサイクル率 再利用・リカバリーを95%以上、 (2015年1月1日までに) 再利用・再生利用を85%以上
TSM グリーン調達ガイドライン	グリーン調達とは、「環境負荷の少ない部品・用品・原材料・副資 材・梱包材・機械・設備を、環境保全活動に意欲的な取組みを実 践しているお取引先様から調達する」こと <概要> ①環境関連法規・規制の遵守 ②環境マネジメントシステムの構築 ③環境負荷物質管理体制の構築 ④事業活動における環境取組み ⑤グリーン調達関係書類の提出
IMDS International Material Data System (国際電子材料情報システム)	自動車業界向け環境負荷物質情報収集システム。自動車を構成 する部品の材料および含有化学物質情報をサプライチェーンを通じて 収集する。各サプライヤー段階で部品等に含有されている化学物 質情報をIMDSにデータ入力することで使用禁止物質の非含有確 認が可能となり、また環境負荷物質を含有している場合の含有率算 出も可能となる。
使用禁止物質非含有宣言書 ※お取引先様自身の取引先から入手すべき 環境負荷物質非含有の宣言書(誓約書)	<事例>TSMがお取引先様より取得する場合 ①グリーン調達推進同意書 ②アスベスト非含有宣言書 ③SES N 2402遵守宣言書 など

環境負荷物質管理体制自主チェックシート

新規 定期

← 新規お取引先選定調査時は「新規」  
 印を付しお取引先様へお送り

お取引先様	記入日: 2013,7,25	記入者: 環境太郎(営業課長)
(株) 環境工業	tel: 053-440-XXXX	fax: 053-440-YYYY
	mail: kankyo@abcd.ne.jp	

- ※1 当調査は、「TSM グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷物質管理体制構築に関する調査です。
- ※2 当調査における「重点禁止物質」とは、Cd,Pb,Hg,Cr6+及びアスベストを指します。
- ※3 取引契約にあたっては、「TSM グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷物質の管理を実施いただきます。

【回答記入】 ○: はい、●: 今出来ていないが、今後可能、×: いいえ ※●の場合は、実施期限をコメントください

要求事項	判断基準	新規	定期	コメント(確認記録)
1. 納入品における環境負荷物質対応 <必須事項>				
(1) 環境負荷物質について知っている	①「重点禁止物質」(※2)を知っている	○		
	②「SES N			
	③「GADSL」リストを入手(web)できる	○		
	④自社製品に関する環境法規・規制を調査している	○		
(2) 「グリーン調達ガイドライン」に同意できる	①「同意書」提出が可能	○		
	②「同意書」を提出している			
(3) (アスベスト関連部品の場合) 「アスベスト」非含有証明を提出できる	①「非含有宣言書」提出が可能	○		対象項目全数「○」要
	②「検査報告書」提出が可能	○		
	③「非含有宣言書」を提出している			
	④「検査報告書」を提出している			
(4) 納入品の構成物質データを提出できる ※新規-①or②、定期-③or④ ※<四輪>日本/欧州輸出の場合、 ①または③が必要 ※<四輪以外>いずれかで可	①IMDSへデータ入力が可能である	○		
	②①以外の方法でデータ提出が可能			
	③IMDSへデータを入力している			
	④③以外の方法でデータを提出している			

2. 自社の環境負荷物質管理体制の構築及び維持

(1) 環境負荷物質管理の方法が明文化され、適切に運用されている	①環境負荷物質管理の規程類が有る	○		「環境負荷物質管理基準」(Z-0001)
	②環境負荷物質管理の規程類が適切に運用されている	○		
	③不適合が発生した場合の対応方法が決められている	○		
(2) 異品混入防止対策を実施している	①購入品・原材料の保管場所が区別されており、混入しないようになっている	○		作業員自身が部品選択判断する工程にボカヨケ設置(8/10)
	②生産ラインが区別されており、混入しないようになっている	●		
	③出荷棚・出荷製品が区別されており、混入しないようになっている	○		

3. 自社製品のサプライチェーンにおける環境負荷物質管理状況の明確化

(1) 購入品の環境負荷物質管理が出来ている	①製品毎の取引先リストを作成している	○		対象項目全数「○」または「●」が必要 「×」のまま改善意欲が見られない場合は不可。
	②購入品の物質データを入手できる	○		

4. 取引先に対する環境負荷物質管理要求の明確化

(1) 取引先へ「使用禁止物質」、「環境負荷物質」管理の要求をしている	①購買契約や発注書、グリーン調達ガイドライン等の要求文書がある	○		使用禁止物質の不使用は「グリーン調達ガイドライン」にて要求
-------------------------------------	---------------------------------	---	--	-------------------------------

5. 取引先からの購入品管理の徹底

(1) 購入品における環境負荷物質非含有証明ができる	①取引先から使用禁止物質非含有宣言書等を入手している	○		使用禁止物質不使用に対する自己適合宣言書入手
	②外部機関または自社による検査、もしくは取引先の「禁止物質」検査結果等によって確認することが可能である	○		必要に応じて外部検査機関で分析を実施

「×」がある = 不適合(調査依頼しない) ↓「C」判定だが契約が必要な場合 ↓

TSM	評価			担当	照査	承認	(C判定取引先特採コメント)	担当部長
	A	B	C					
	A	B	C				「C」判定だが、取引契約が必要になる場合、担当購買部長によるコメントと承認により検査部門調査を依頼する。	

環境負荷物質管理体制自主チェックシート

新規

定期

←新規お取引先選定調査時は<新規>  
既存お取引先様は<定期>

お取引先様	記入日:	記入者:
	tel:	fax:
	mail	

※1 当調査は、「TSM グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷物質管理体制構築に関する調査です。

※2 当調査における「重点禁止物質」とは、Cd, Pb, Hg, Cr6+ 及びアスベストを指します。

※3 取引契約にあたっては、「TSM グリーン調達ガイドライン」に基づく環境負荷物質の管理を実施いただきます。

【回答記入】 ○:はい、●:今出来ていないが、今後可能、×:いいえ ※●の場合は、実施期限をコメントください

要求事項	判断基準	新規	定期	コメント(確認記録)
<b>1. 納入品における環境負荷物質対応</b> <span style="float:right">&lt;必須事項&gt;</span>				
(1) 環境負荷物質について知っている	①「重点禁止物質」(※2)を知っている			
	②「SES N			
	③「GADSL」リストを入手(web)できる			
	④自社製品に関する環境法規・規制を調査している			
(2) 「グリーン調達ガイドライン」に同意できる	①「同意書」提出が可能			
	②「同意書」を提出している			
(3) (アスベスト関連部品の場合) 「アスベスト」非含有証明を提出できる	①「非含有宣言書」提出が可能			
	②「検査報告書」提出が可能			
	③「非含有宣言書」を提出している			
	④「検査報告書」を提出している			
(4) 納入品の構成物質データを提出できる ※新規-①or②、定期-③or④ ※<四輪>日本/欧州輸出の場合、 ①または③が必要 ※<四輪以外>いずれかで可	①IMDSへデータ入力が可能である			
	②①以外の方法でデータ提出が可能			
	③IMDSへデータを入力している			
	④③以外の方法でデータを提出している			

2. 自社の環境負荷物質管理体制の構築及び維持

(1) 環境負荷物質管理の方法が明文化され、適切に運用されている	①環境負荷物質管理の規程類が有る			
	②環境負荷物質管理の規程類が適切に運用されている			
	③不適合が発生した場合の対応方法が決められている			
(2) 異品混入防止対策を実施している	①購入品・原材料の保管場所が区別されており、混入しないようになっている			
	②生産ラインが区別されており、混入しないようになっている			
	③出荷棚・出荷製品が区別されており、混入しないようになっている			

3. 自社製品のサプライチェーンにおける環境負荷物質管理状況の明確化

(1) 購入品の環境負荷物質管理が出来ている	①製品毎の取引先リストを作成している			
	②購入品の物質データを入手できる			

4. 取引先に対する環境負荷物質管理要求の明確化

(1) 取引先へ「使用禁止物質」、「環境負荷物質」管理の要求をしている	①購買契約や発注書、グリーン調達ガイドライン等の要求文書がある			
-------------------------------------	---------------------------------	--	--	--

5. 取引先からの購入品管理の徹底

(1) 購入品における環境負荷物質非含有証明ができる	①取引先から使用禁止物質非含有宣言書等を入手している			
	②外部機関または自社による検査、もしくは取引先の「禁止物質」検査結果等によって確認することが可能である			

TSM	評価			担当	照査	承認	(C判定取引先特採コメント)	担当部長
	A	B	C					